

○茅野市公民館分館規則

昭和40年5月25日

教委規則第5号

改正 昭和46年7月1日教委規則第1号

平成10年9月29日教委規則第4号

平成26年3月5日教委規則第1号

平成29年9月27日教委規則第7号

第1条 市内の区又は自治会に設置される類似公民館（以下「分館」という。）の設置及び組織については、この規則の定めるところによる。

第2条 分館の認定は、次に該当するものとし、茅野市公民館運営審議会の承認を得るものとする。

- (1) 施設があること。
- (2) 必要な組織及び事務担当者を有すること。

第3条 新たに分館を設置しようとするときは、当該区又は自治会の代表者は、次の事項を記載した書類を茅野市公民館条例（昭和40年茅野市条例第10号）第6条に規定する館長（以下「館長」という。）に提出するものとする。

- (1) 施設の所在地
- (2) 施設の概要
- (3) 分館長及び分館主事の候補者名

第4条 分館に分館長及び分館主事を置き、その他必要な職員を置くことができる。

2 分館長は、分館主事その他職員を指揮監督し、中央公民館及び地区公民館と密接な連絡を取り分館活動を推進する。

第5条 分館長及び分館主事は当該地域の推薦に基づき館長が委嘱し、その他必要な職員は分館長が委嘱する。

第6条 分館に運営審議会を置くことができる。

2 分館に運営審議会を置く場合は、当該区又は自治会の代表者は、その旨を館長に届け出るものとする。

3 運営審議会は、分館長の諮問に応じ分館事業の企画実施について調査及び審議する。

第7条 分館の企画運営の推進を図るために必要に応じて専門部を置くことができる。

第8条 分館の経費は、中央公民館からの事業交付金、寄附金その他をもって充てる。

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、館長が定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和40年4月1日から適用する。

2 茅野市地区公民館分館規則（昭和31年茅野町教委規則第11号）は、廃止する。

附 則（昭和46年7月1日教委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年9月29日教委規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月5日教委規則第1号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年9月27日教委規則第7号）
この規則は、平成30年4月1日から施行する。